

令和6年第2回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和6年2月9日（金） 午前10時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

江崎 和浩 ・ 梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 岩佐 哲司  
山口 貴範 ・ 江崎 美咲 ・ 藤吉 理功 ・ 林 明  
林 安廣 ・ 山中 敏彰 ・ 酒井 勉 ・ 河田 均  
松野 芳正 ・ 清水 健吉 ・ 館林 朋子 ・ 高橋美穂子  
永田 俊幸 ・ 野々村 貢

議長

栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 大野 達朗  
小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 加納 康男 ・ 窪田 博  
栞原 修司 ・ 神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 近藤 敏弘  
酒井 秀男 ・ 高橋 正男 ・ 田中 光弘 ・ 玉田 昇三  
戸崎 和美 ・ 野水 千尋 ・ 林 俊朗 ・ 平手 金治  
福井 恒夫 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 松岡 静典  
宮部 辰男 ・ 村瀬 東三 ・ 柳原 芳靖 ・ 山口 温朗

事務局

事務局長	三嶋 克之	主幹	多田 有里
副主幹	佐藤 智香	主査	小木曾高志
副主査	池場 由佳	主任	三輪 幸
主任主事	小野寺亜実	主事	臼井 健人
主事	桂川 裕貴		

議 事

- 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について
- 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 
- 報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について
- 報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第7号 農地法第5条第1項の規定による許可の報告について

議長

それでは、令和6年第2回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は、19名中19名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。  
議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思っております。  
それでは、議席番号18番野々村貢委員、議席番号1番江崎和浩委員の両委員、よろしくお願ひいたします。  
なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議長

それでは、議案の審議に入ります。  
議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転5件、地上権の設定1件、以上を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

多田主幹

それでは、議案第4号について説明いたします。  
農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。  
3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。  
今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。  
2ページをお願いします。  
1番、常磐地区の申請は、世帯内贈与による所有権移転です。1,358平方メートルの田を譲渡人から譲り受け、取得後に水稻を栽培する予定です。  
2番、黒野地区の申請は、試験研究圃場として業務拡張及び研究開発をするための所有権移転です。  
3番、七郷地区の申請は、営農型太陽光発電施設の設置に伴い、地上権を設定するものです。  
3ページをお願いします。  
4番、日置江地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。  
5番、芥見地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。  
262平方メートルの畑の譲り受け、一般野菜を栽培するものです。  
6番、合渡地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第4号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1番、常磐地区は、河田均委員、お願いします。

河田委員

1番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2番、黒野地区は、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

2番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

1月31日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員、受人と共に現地立会いを行いました。

申請地ではミカンおよびツワブキを栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないとのことです。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3番、七郷地区は、西垣隆委員、お願いします。

西垣委員

3番の申請は、営農型太陽光発電施設の設置に伴い、地上権を設定するものです。

申請地では、地上権設定後、土地所有者がサカキを栽培する予定であり、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4番、日置江地区は、江崎和浩委員、お願いします。

江崎委員

4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、タマネギを栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5番、芥見地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

5番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

1月26日に、農地利用最適化推進委員、受人、事務局職員とともに、現地立ち会いを行いました。申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第4号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

発言もないようなので、採決に入ります。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第5号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、3件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田主幹

それでは、議案第5号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

5ページの総括表をご覧ください。

今回は、3件、合計58.47平方メートルです。

6ページをお願いします。

1番、芥見地区の申請は、住宅敷地の一部として転用するものです。

申請地は、除外後第1種農地と判断しますが、既存敷地の拡張であるため許可し得るものです。

2番および3番、網代地区の申請は、営農型太陽光発電施設設備へ一時転用するものです。

申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地と定められた土地の区域内の農地ですが、一時的な利用に供するものであって、目的を達成する上で申請に係る農地を供することが必要であること、また農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため許可し得るものです。

以上でございます。

議長 　　ただいま、議案第5号について説明を受けました。何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 　　発言もないようなので、採決に入ります。  
議案第5号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議長 　　全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 　　続きまして、議案第6号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転1件、使用貸借権の設定3件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田主幹 　　それでは、議案第6号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

8ページの総括表をご覧ください。

今回は、計4件、合計17,520.25平方メートルです。

9ページをご覧ください。

1番、黒野の申請は、使用貸借により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地ではありますが、転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

2番、西郷の申請は、使用貸借により、一般個人住宅に転用する者です。申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

10ページをご覧ください。

3番、七郷地区の申請は、使用貸借により営農型太陽光発電施設に一時転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にあるため、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、転用期間3年の一時転用であり、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができないため許可し得るものです。

下部の農地ではサカキを栽培する予定です。

11ページから12ページをご覧ください。

4番、柳津地区の申請は、所有権移転により航空機機械器具製造業工場に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にあるため、第1種農地と判断します。

第1種農地ではありますが、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設であるため、例外的に許可し得るものです。

なお、この申請は、3,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、43ページに位置図を付けてございます。

転用される場所は、且格小学校から南東へ約800mほどの農地です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第6号について説明を受けました。

柳津区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、4番、柳津地区の申請について、江崎和浩委員、お願いします。

江崎委員

4番の申請は、航空機機械器具製造業工場として転用するものです。

1月31日に、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び譲受人代理人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ただいま、議案第6号について説明を受けました。

議案第6号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

発言もないようですので採決に入ります。  
議案第3号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

議案につきましては、以上でございます。  
続きまして、報告に移ります。  
報告第4号から第7号について、事務局の説明を求めます。

多田主幹

それでは、報告第4号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について説明いたします。許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

14ページをお願いします。

届出は、計23件、合計44,522.72平方メートルです。

続きまして、報告第5号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

16ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は、計11件、合計3,934.88平方メートルです。

明細は、17ページから19ページです。

続きまして、報告第6号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

21ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出は、計80件、合計55,141.48平方メートルです。

明細は、22ページから40ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和6年1月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。



続きまして、報告第7号農地法第5条第1項の規定による許可の報告について説明いたします。

41 ページをお願いします。

本件は、令和5年10月13日第12回岐阜市農業委員会総会において買受適格者である承認を受け、出願者に買受適格証明書を交付したのですが、その後出願者は、令和5年11月28日名古屋国税局において当該地を落札しました。その後、令和5年12月5日に農地法第5条第1項の規定による許可申請がありました。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断し許可し得るため、令和6年1月16日付けで譲受人に許可書を交付いたしましたので、報告いたします。

なお、申請者及び申請内容につきましては、42ページのとおりです。  
以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

それでは、以上を持ちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午前10時28分閉会を宣す。